

出羽名義考

佐々木求己

和銅元年九月越後の國の奏に依つて出羽郡を置き、越後の國に屬せしめ、同五年九月には此を獨立せしめて一個の國とし、郡の名義に依つて出羽國と稱した(續日本紀卷第五)。郡が國にまで發展する事は、其の地の重要性を物語るものであり、又開拓の程度を物語るものでもある。古來より、出羽の國は建國當初に於て、田川、出羽、最上、置賜の諸郡を内包し、今の山形縣地の全體を占るかの如くに言はれて來た。併し、それは續日本紀の錯簡に出るものであつて、建國當時に於ける出羽國の地は、今の東田川、西田川、飽海の、所謂、莊内三郡の地と、秋田縣由利郡の南部のみであつたのである。之に就いては種々考證を要するのであるが、多言を要するが故に今は略する事にする。又、田川郡、飽海郡は出羽國の建國と同時に置かれたものであると立論する人があるが、田川郡の設置は出羽建國より古いものであり、飽海郡は貞觀の頃に置かれたものである。即ち、建國當時の出羽國は、天武天皇の十一年四月建置されたであらうと思はれる田川郡(此の田川郡は現今の西田川郡と飽海郡の海岸の地、最大限に見て由利郡南部の海岸の地を包む)と、和銅元年置かれた出羽郡の地(東田川郡及び飽海郡の一部)で、現時の山形縣の海岸地方と秋田縣南部の海岸地方であつたのである。

かく、郡として置かれた出羽郡が、國にまで發展した事は、飽田、淳足二柵間の地の開拓及び文化の侵透を物語る。

郡の建置は必ずしも政廳の設置を意味するものでないが、置國は必然的に政廳の設置を意味するものである。政廳の設置は其の地方の文化の進展と、其の後に於ける文化の將來性を意味してゐる。即ち國衛の所在地は文化の中心地たると同時に、之によつて更にその地の文化の發展性を豫約する事になる。それ故に出羽の國が莊内を中心とした海岸地方に置かれた事は、この海岸地方の小文化圏が當時一個の獨自性を持つてゐたことを物語る。而も一個の文化圏が構成されるには、それを統一する精神的鞞帶が必然的に存在する。そこで北邊日本海岸地方に於ける統一された文化圏の集合的理想生活の成立が出羽國の獨立であると言へる。この見地からして、出羽國なる名はこの小文化圏の鞞帶と不離の關係に立つものであつて、従つて此の名稱はこの地の文化を説明すると言ひ得る。だが上代に於ける文化現象は宗教的意識を多分に有するものなることを忘れてはならぬ。

さて光明天皇和銅六年五月に

甲子畿内七道諸國郡鄉名。著_二好字_一。其郡内所_レ生銀銅彩色草木禽獸魚蟲等具錄_二色目_一。及土地沃瘠。山川原野名號所由。又古老相傳舊聞異事載_二史籍_一。(續紀卷六)

といふ勅令が下つてゐるが、之は各地方の文化の獨自性の尊重に他ならない。言ひかへれば各地方人の宗教生活を認めたことである。中世に於ては、人と人との強固なる結合は主従關係を基とし近代に於ては、契約の關係が重なる紐帶をなしてゐるが、古代社會に於ては、神なる觀念が結合のもとであつた。草木成能言語(日本書紀卷二)とか、原夫建邦神天地割判之代草木言語之時自天降來造立國家之神也(日本書紀卷十九)と言ふのは、上代人が自己の住みし世界をよく表したものであり、彼等は環境の自然總てから生きた聲を聞いたのである。即ち自然と人間との區分がなく、神と

人とは融合した世界を持つてゐたといへる。

我が古代文化を考察し、國家組織を精神展開の事實として觀る時、國家は人間の住む國ながら、神の成せる國であつた。精神發展の上に於ける大なる事實である國家の創製は、神によつて成された嚴然たる事實であつたとは西田博士の常に言はれる所である。古代に於ては現象總てが神の所爲であつた。されば、古代人に於ける宗教的意識は實に廣範圍なものであつたのである。併し、此の宗教的意識なる語は、勿論現今に於けるが如き高等なるものを意味するのではなく、原始的なものである。發生期に於ける宗教意識は、現今の我々が了解出来ない様なもの、中にすら宗教性を是認するのであるから、高等なる宗教意識を尺度として古代の宗教意識を度することは予の探らざる所である。

古代に於ける統一力は宗教的鞏帯による事は前述した。宗教的に一の中心點を持つたものが醸す文化が、小さいながら獨立にまで至るのであるから、此の獨立小文化圏の理想たる統一的集團生活を考へ、又、その名稱のよつて來る所を研究する事は、其の地の文化を考へる上に缺く可らざることである。かくして、北邊の古代文化を考へる上に出羽なる國名の依つて來る所を求めてみることは、同時にその地の古代宗教文化の性質を究むることにもなる。

出羽國の建置は和銅五年であり、出羽郡の設置は和銅元年である。併し、これは、政廳の設置及び政治區分の獨立であり、軍事的に出羽の地に國司的設備を施したのは、より古い事と考へられる。北邊開拓の中心地として置かれたる出羽柵の初見は、和銅二年七月であるが、これは、出羽柵に征狄の爲に諸國をして兵器を送らした記事であつて、此の時初めて置かれたものではない。郡置は開拓の後に來るものであるから、出羽柵の設置は和銅以前にあつたのであらう。とまれ、出羽といふ字の初見は和銅元年である。併し、郡の設置以前に置かれたと思はれる柵が出羽柵なる

名を以て呼ばれて居り、又、郡置されるや、其の郡が出羽なる名を以て呼ばれてゐる事は、郡の設置によつて其の地が出羽と呼ばれたのではなく、恐らく郡の設置の餘程以前から其の土地が出羽なる名稱によつて呼ばれてゐる事を意味してゐる。即ち、出羽なる地方稱呼に依つて呼ばれてゐた地に置かれた柵なるが故に出羽柵なのである。決して、地方文化と無關係に、天降り式に出羽柵なる名稱を持つた柵を置かれたが故にその地を出羽と呼んだものでない事は、他の柵と比較考究すれば直ちに知り得る。然らば、郡柵の設置以前に、その地が如何なる理由に依つて出羽と呼ばれて來たかを考へなければならぬ。

先づこの出羽の訓み方を考へてみると、現今では「デハ」(音デッ)と訓み、昭和六年本楯遺跡が發掘され、出羽柵の遺跡であらうとの論の盛んであつた時には、専門家連も「デハノサク」と訓んでゐた。然し出羽柵が古代に於て「デハノサク」と呼ばれたかは頗る疑はしい。柵はキであつて「サク」と呼ばれた事はない様である。且つ出羽柵は夙になくなつたのであるが、その出羽にしても、「デハ」と呼ばれる様になつたのは恐らく鎌倉時代からであらう。それ以前は、「デハ」とは訓んでゐなかつた。永承五年六月五日の祐子内親王家歌合には出羽辨なる人の歌を三首載せてゐるし、治暦三年九月九日の祿子内親王家歌合には出羽なる人の歌を一首載せてゐる。同じく治暦四年五月五日の祿子内親王家歌合にも出羽なる人の歌を二首載せ、また同年十二月二十二日の呂保殿歌合には、「いでは」といふ人の歌を二首載てせる。そして、此の呂保殿歌合の奥書には、

いでは 上東門院女房。後三品宮ニマキル。出羽守平秀信女、仍出羽辨トヨブ。

中略

呂保殿ハ香爐峰の圖障子ニアリ。仍呂保ドノトイフ。麗景殿ヲ麗ノ字ヲヨマイデ計以殿トイフニ同ジ、香ノ字ハヨマヌナリ。日記ハ出羽辨カクトイフ。

とあつて、出羽辨、出羽、いでは、三人同一人なる事を知り得るのであるが、此は出羽守平秀信の女であつた。ために、「いでは」と呼ばれたのであるから、國名も「いでは」と發音した事は明である。

更に遡つて見ると、倭名類聚抄、國郡部十二、東山道の部には、

出羽、以天波

とあり、延喜式神名帖には、

神名 出羽國九座大二座
小七座

飽海郡三座大二座
小一座

大物忌神社名神
大 月山神社名神
大

小物忌神社

田川郡三座並
小

遠賀神社 由豆佐賣神社

伊氏波神社

平鹿郡二座並
小

鹽湯彦神社 波宇志別神社

山本郡一座

副川神社

とあつて、伊氏波神社は現今の羽黒山出羽神社である事は、神祇志に、

伊氏波神社。今在羽黒山稱羽黒權現。

とあり、出羽風土略記に、

本堂皆在古額。曰伊氏波神社。亦可以爲證也。

とある事によつても知られる。此等の點から見て和銅の置國頃にも、「いでは」と讀んだと斷じてよからう。

然らば、此の「イデハ」なる音は何に起因してゐるか。日本事跡考に曰く、

出羽國ハ鷲鷹ノ羽ヲ出ス。故ニ名ク。毎年之ヲ貢ス。鍛テ以テ箭括ト爲ス。

と。又、諸國名義考には、

或書ニ引ル風土記ノ文ニハ上古此地貢鷲鷹之羽故曰出羽トイヘル字ニナヅミタルガ如クキコユ。

とあるが、出羽にかゝる古風土記の逸文があるとは考へられぬから、新編出羽國風土記を指したものであらう。さうすると近世の學者がかゝる解釋をしてゐた事を知るに過ぎず、それを直ちに古代の解釋とする事は出来ない。其他、神學類聚の、

箭羽、本州上古鷲鷹の羽を貢す。

等の如く、出羽の名義を大概羽を出すの意にとる。日本事跡考の如きは、出羽の羽を鷹の羽と關聯さす爲に、田川郡

を出羽郡の後身にして鷹羽郡と言ふが正しいなど、言ふが、決して田川郡は出羽郡の後身ではなく、田川郡は出羽郡より先に建設され、延喜式には明に出羽國には田川郡、出羽郡共に存在する。中世に於ては、出羽より鷹羽を出した史料はあるが、古代に於ては皆無である。かゝる事實は、出羽が必ずしも羽と關係のあるものでない事を示してゐる。此の他、諸國名義考には、

出羽（以天波國府在平鹿郡）名義ハ。越ノ道尻マタ道ノ奥ナドヨリノ出端イデハシナルベシ。

なる解釋もある。此れは陸奥等と對比して考へると當を得てゐる様にも思へるが、さうすると越の國の區分によつても知り得る如く、何等か兩者の間に關聯がなくてはならないのであるが、それは見出されぬ。だから此れは只、陸奥等より聯想した想像説に過ぎないと云へる。徳川期の學者は古文辭學の影響が、よく文字に執はれた解釋をするが、かゝる古代人の文化表徵を考へるには古代人の精神生活に即してせなければならぬ。

和銅元年の初見以來「イデハ」は出羽といふ文字を使つてあるが、この出羽なる文字は絶對のものであるか否か。上代には音のみ表した文字が多いから、第一の疑問は此の點に付いて起る。神馬傳説として説明される背振山が、朝鮮語の御室なる「スーブル」であつたり、宮居であるべき「ミヤコ」が都で表示されて居るが如きもある。出羽にしても文字の上では鳥の羽との關聯しか考へられないが、出羽が必ずしも羽と關聯がないとすれば、これは音表であつて、その原の型がある筈である。かく考へて史料を求めるならば、正倉院文書天平五年右京計帳に、三條三坊戸主出庭徳麻呂なるものがあつて、その戸内に出庭姓のものが十二名を記録してゐるものに見當る。又、同じく正倉院文書には、

文進 中務史生 出庭臣乙麻呂。

なる名も出でて居る。蓋し總て「イデハ」氏の人々である。この氏としての出庭と出羽と關係がないであらうか。新撰姓氏錄に依れば出庭氏は孝元天皇の皇子彦太忍信命の後である。彦太忍信命の事跡は明でないが、大彦命の弟であつて、蘇我氏の祖たる武内宿禰の祖父に當る人である。大彦命は四道將軍の一人として北陸に進まれた方で、上代東北の開拓は此の神の一族に負ふ所大なるものがあつた。古四王神の靈地は出羽の地一帯に致らざる所ないのであるがそれは大彦命の靈地である。出羽の名族豪族は皆大彦命の一族と言つても過言ではない。日本書紀には、

大彦命是阿倍臣、膳臣、阿閉臣、狹々城山君、筑紫國造、越國造、伊賀臣凡七族之始祖也。

とあり、奈良朝には（正しくは大津朝）越國司阿部比羅夫等征夷の名將等がある。新撰姓氏錄には、
道公。大彦命孫彦彦屋主田心命之後。

とあるが、この道の公の一族が出羽の地の勢力家なりし事は、日本書紀欽明天皇三十一年五月の條に越郡司道君があり、類聚國史天長七年十月の條に出羽俘囚道公千前麻呂があり、三代實錄貞觀元年三月の條には、出羽秋田郡の俘囚道公宇夜古、道公宇奈伎等が見えてゐる事によつて知り得る。かく大彦命の一族は到る所の開拓地に分置され、それゝ地方文化の中心を作つたのである。而して、此の大彦命の弟たる彦太忍信命は兄命の一軍に加はつてゐたか否か明ではないが、とにかく大彦命の一族が多く出羽の地に分置され、且つ大彦命の子の武渟川別命は四道將軍の一人として東海に向つてゐられる事を考へると彦太忍信命の一族も恐らくこの征夷開拓の一軍に加つてゐたのであらう。かくして、その一部が後の出羽郡の地に分置されたか、又は大彦命の征夷の後に彦太忍信命の一族が、大彦命と不離の關係にある出羽の地に居住したものと考へられる。とあれ、大彦命の征夷開拓の地に、而してその一族の榮えた地に、

弟の彦太忍信命の一族が分置されたと考へても獨斷ではあるまい。かくして出羽の地と出庭氏とは不離の關係にあるもので、出發點を等しくし、同一根據によるものであらう。即ち出羽の原型は出庭ではないかと考へられるのであるが、此の事は大彥命の開拓を見ると一層明かになる。即ち、命は北陸より征夷の行を北に進め、越の北邊なる出羽の地に兵を展じて此地の開拓を行はれた。而してその一部は、最上川河口から赤川を溯り、藤島川に棹して、舟を京田川に進め、遂に第三紀丘陵の幽谷、温泉湧出の地に達したと想像される。道はとあれ、第三紀丘陵の幽谷に達した事は事實らしい。此の事は、この地が後に出羽文化發展の中心地、大和文化侵透の根據となり、先住の蝦夷文化を開拓傳播する大和文化によつて開する中心となつた事、略定すれば上代出羽に於ける兩文化の接觸點であつた事から推し得られる。そして此の温泉湧出の地は現在の羽黒山溪の阿久谷である。現在此の阿久谷は本御羽黒と稱して、神祕の境になりたり近づく事は其の神嚴を害すとて、參詣も禁じ全く人を近づけないが、よく觀察すれば、此の阿久谷の地こそ過古に於て温泉なりし事を知り得るのである。而して、本御羽黒なる名の示すが如く、羽黒山の宗教的意義は此の地に發してゐると考へられる。神祕志には、

伊氏波神社。今在羽黒山。稱羽黒權現。古在皇野。中移之阿久谷。後又遷于大堂。即今地也。
とあるが、正しくは、

伊氏波神社今在羽黒山。稱羽黒權現。古在阿久谷。中移之皇野。後又遷于大堂。即今地也。
とある可きである。

即ち、第三紀丘陵の幽谷温泉湧出の地に達した大和系、即ち大彥命系の人々は此の地に止つて開拓にあたつた。(史料的价值はないが出羽風土略記等に羽黒の開山を景行天皇の二十一年とするのは此の事情を物語るもの、如き氣がす

る。そして此の温泉を呪的な意味に於て對象としたのである。されば、發生期に於ける宗教的對象は阿久谷の地であり、その阿久谷の地を中心として、一團の生活中心地が出来たのが皇野であつたのである。社殿が皇野にあつたものではない。又、古代に於ける宗教對象が必ずしも社殿形式をとつたものでもない。現在、總ての神社が神殿と拜殿が別棟になつてゐる事は、社殿なるものは後に集合禮拜所として發達したものであり、信仰對象そのものは必ずしも社殿形式を採らなかつた事を示すものである。發生期に於ては、阿久谷は何等の社殿形式をとらない宗教對象であつたのである。然るに文化の發展につれ、社殿形式の必要を感じ、奉仕すべき殿堂の必要を感じるに至つた。その上部民の増加發展は大規模な社殿の必要を生み、信仰對象としては阿久谷の地を尊崇しつゝも、不便の故に、又神の森嚴を尊重して、その内なる神をば現在社殿の地に勸進したものである。現在の社殿の地が大堂と呼ばれるのもその爲であらう。かゝる例は現今に於ても求められるので桃山御陵と明治神宮の如きもその一例である。

併し、社殿は大堂の地に移り、神はその地に勸進されても、古代に於ける信仰對象は、本御羽黒と呼ばれる名の如く、依然として阿久谷の地であつたのである。此の地は現在に於てもタブーされた地として崇拜されてゐるが、明に古代に於ける温泉の歇泉である。此の本御羽黒即ち阿久谷は湯湧谷「ユツクヤ」に他ならない。箱根等に地名として残る大湧谷等もその地が温泉なりしが故なることは直ちに知り得る。古代創生の中心となつた温泉の如き天惠物が呪的な信仰對象として、その地の土産の神として、その地の部民より信仰された例は少くない。上野國那須郡式内社温泉（ユ）神社の如きはその顯著なるものであり、西田川郡の温海嶽（アツミ）もその残存であり、伊豫十二郡の一つある温泉（ウンゼン。和名抄には湯）の如きも明にその一例である。

創生期の中心地たる温泉が原始信仰の對象となつた事は、他に例を求めずとも、此の羽黒の近くに多々ある。即ち、

式内社なる田川郡の由豆佐賣神社、又は湯殿山の如きがそれである。湯殿山は現在に於ても社殿なく、歌泉が直ちにそのまゝ、神所として崇拜されてゐる。由豆佐賣神社は現在の田川湯村龍藏權現社で、此の社も創生期の中心地たる田川湯に發生した原始信仰から出てゐる。現在は溝咋比咩を祭るが如く言はれてゐるが、此れは大した根據のあるものではなく、同じく溫泉崇拜に源を發した羽黒が、後世、賀茂系の人々が羽黒を中心に羽黒開拓に當る様になつてから、玉依姫の信仰の如く轉化した如く、賀茂系の人々の移住によつて生じた神格變化で、同じく式内社の遠賀神社は溝咋命を祭るものとの神格變化を生み、此處に式内三社の關係付を生じ、神格變化を生んだものである。伊氏波神社即ち出羽神社が玉依姫、倉稻魂神を祭るが如く變化したのは、宗像系、賀茂系の人々が出羽の地に入つて後に、その神として奉じられてゐたものが、出羽の地の土産神たる伊氏波神の御室地に奉仕され、習合、變化の經路を辿つたものである。遠賀神社は明に移住民の有してゐた信仰である。現在此の神社は東田川郡稻荷村の稻荷神社であるが、此れに對しては異論がある様である。併し、此れは正當なものと考へられる。それは、此の神社のみは系統が異なるので中央系のものであつて、地方民の原始信仰にもとづくものではない。遠賀は延喜式には「ヲガ」とあるが、此れは「タウカ」であつて、稻荷の音讀に他ならない。遠賀神社は元來は稻荷神社で、現在のそれが正しいのである。現に千葉縣等の田舎には稻荷神社の御使姫たる狐を、「タウカ」様と呼んでゐる地方がある。

土産神が移住民、開拓者によつて、その氏神と習合、合祠される事によつて、神格の變じた事は多々あるので、靈島信仰、即ち、「いつき」の島の信仰に發する嚴島が、(竹生島も「いつくぶすま」と古くは呼ばれてゐた如く「いつきのしま」である)阿曇文化の影響によつて、市杵島姫命の信仰の如くに變化したのもその一例である。

同様に、龍藏權現、即ち、由豆佐賣神社が溝咋比咩を祭るが如く言はれてゐるのも、移住民の神と習合され、變化

したものである。

移住民の氏神、又は守護神を土産神と關係付ける事は古代に於ては多々あつたので、齊明天皇の五年に阿倍臣が、以船一隻五色綵帛。祭彼地神。

と日本書紀にあるのも、此の間の事情を物語つたものであらう。

龍藏權現が溝咋比咩を祭ると言つても龍藏なる社名は明に原の形を残してゐる。即ち、龍藏は湯藏の變化であり、由豆佐賣は湯出澤の轉化ではないか。龍藏權現は原始民の田川湯の信仰に出るものであつて、由豆佐賣神社の古き型は其の地方の古代民の生活中心であつた田川湯の呪的信仰に出るものである。

かく諸例に於て求め得られる如く、創生期に於ける集合生活の中心となつた天惠物が信仰對象になつた事は自然な事であつた。同様に、出羽の地に於ても、阿久谷即ち湯湧谷は呪的信仰對象として、其の地に移住して開拓に當つた大彦命系、彦太忍信命系の人々に崇拜されたのである。而して、此の湯湧谷を中心に生活する人々が即ち湯出庭の人々であつたのである。湯出庭なる靈地を中心に蒼生を治めた一團が湯出庭族であつたのである。而して、此の呪的信仰に發した原始神は蒼生の生活中心となり、その地方一帯をその神泉に内在する神なる鞞帶を以て結ぶに至つた。神泉に内在する神を中心にして蒼生を治めた人、即ちこの原始信仰によつて統一された人々の集團が湯出庭の神の族であつたのである。而して、此の湯出庭に鎮ります神が伊氏波神である。伊氏波神は湯出庭神に他ならない。今日、本御羽黒を解釋して求むる以外に、伊氏波神の神格を求め得ない處に、その神の古き形が認められ、又、原の形も求め得られるのである。この湯出庭に鎮ります神に奉仕する人々の群が湯出庭族と呼ばれ、湯出庭族が出庭族として、その神を中心として地位を確立したものである。而して、此の一族の發展する處、大和、山背にまで出庭族を見るに至つた

に他ならない。

羽黒山出羽神社は、即ち伊氏波神は單なる祖神の信仰等に出るものではなく、呪的宗教意識に發生した文化中心なのである。古代の治化は宗教要素が大切であつた。即ち、阿倍臣が被征伏地の神を祭つた如く、土産神的宗教對象を否定しては、その地の蒼生を治める事は出来なかつたのである（神佛習合思想の發生も同様な意味を有するものであらう。）その土産神の信仰を尊重し、その地方民に對して有する強き宗教價值によつて創生を治めなければならなかつたのである。一點を中心とする宗教圏が一の地方文化圏であつたのである。此の事は、出雲大社を中心とした出雲系文化、宗像三神を中心とした阿曇文化等を對比して考れば直ちに了解出来る。宗教圏が一の文化圏を構成し、その圏内がその信仰對象を鞏帯として構成された集團の統治權下であつたのである。湯出庭の神は當時の低き人智要求及び宗教意識に適應し、一の宗教圏を構成したのである。而して、此れが一の文化圏として、湯出庭の神の族なる治下を構成したのである。此の治下が出庭即ち出羽地方であつた。湯出庭の神の族なる意味に於て名付けられた湯出庭族が出庭族「イデニハ」となり、出庭族「イデハ」と稱され、その神は伊氏波神と申され、御神類は最上川、遠く北上川御物川にまで及んだのである。かくして構成された出庭族は、その創生の阿久谷を中心に發展して行つたのである。而して、この原始信仰に源を發する小文化圏が國家發展と共に政治的に一の統一體に構成され出羽郡となつた。而して又、此の小文化圏たる出羽郡は、出羽の建國とまで發展して行つたのである。かく出羽郡の獨立は一の宗教的獨立小文化圏の政治的に獨立構成されたものであるから、單に出羽なる文字の上からのみ解釋せんとしても眞意は把握されないのである。

以上によつて出羽は出庭族の出庭と出發點は同じであつて、只その字音によつて表示されたものなる事が明になつたであらう。出羽なる國名も之と相關するものであり、即ち宗教的に同一靱帶によつて統一された人々が、小き文化圏を獨立的に構成したのである。かくて文化獨立の「グルンド」たる宗教的靱帶は、單に文化圏としてのみ獨立を要求するものではなく、血族關係的に其處に一の集團を構成するのである。即ち、一の阿久谷なる地に發した伊氏波神なる宗教的靱帶は、單に文化的に、又政治的に出羽なるものを獨立せしめたのみならず、出庭氏なる「クラン」をすら構成せしめたのである。勿論かくして構成された「クラン」は、必ずしも血族にのみ結ばれたのでなく、宗教的靱帶によつて結ばれて居ればよいのである。むしろ此の事は、宗教的に一の靱帶を以て結ばれたが故に一の氏族を構成した、此の氏族が中心となるが故に一の宗教圏と等しき文化圏を構成し、それが政治的に獨立するに至つたと言つた方が適當であるかも知れない。かくて或る一つの文化圏の名は、その神を己が土産の神として有する一氏族の名であつたのである。出羽の名は出庭族の地なる義より出るものであり、この出庭族は、その地に於ける創生の場合に求められた原始信仰なる湯出庭を中心として生活する人々の集團なる氏族の名であつたのである。

かく知る事に依つて、國として出羽が獨立した場合の範圍に就いても、直ちに了解されるものがある。

附記 出羽なる地名は伊豫國等四個程存在すると云ふ報告に接してゐるが、獨立に發生したものが、氏族分立に依るものかは、後の研究事項とする。